



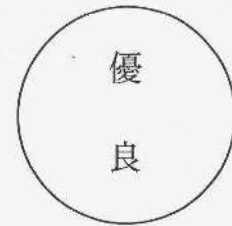
許可番号 05960009193号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 新潟県新潟市北区島見町3399番地37

氏 名 株式会社 大橋商会

代表取締役 大橋 崇



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

新潟市長 中原 八



許 可 の 年 月 日 令和 5年 2月10日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和12年 1月21日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え保管を含む。）

特別管理産業廃棄物の種類

（積替え保管を除く。）

燃え殻（特定有害産業廃棄物を含むものに限る。）

汚泥（特定有害産業廃棄物を含むものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物を含むものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物を含むものに限る。）

鉍さい（特定有害産業廃棄物を含むものに限る。）

ばいじん（特定有害産業廃棄物を含むものに限る。）

（以上、6種類）

（積替え保管を含む。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物を含むものに限る。）

廃PCB等（低濃度に限る。）

PCB汚染物（低濃度に限る。）

廃石綿等

（以上、4種類）

※特定有害産業廃棄物の種類については別記のとおり。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) 新潟県新潟市北区島見町字山興野 3399 番 37 (屋内)

(面積) ①8.2 m²、②70.6 m²、③22.1 m²

(特別管理産業廃棄物の種類、保管上限及び積み上げることができる高さ)

①廃 PCB 等：1.8 m³、②PCB 汚染物：40 m³、③廃石綿等：40 m³

(所在地) 新潟県新潟市北区太郎代字御城山 787 番 1 (屋内)

(面積) 4 m²

(特別管理産業廃棄物の種類、保管上限及び積み上げることができる高さ)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物を含むものに限る。)：0.8 m³

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年 1月22日 新規許可

令和 5年 2月10日 優良基準適合認定・更新許可

(令和2年3月30日環循規発第2003301号に基づく許可年月日)

令和 5年 2月10日 変更届 (廃油を「積替え保管を含む」に変更)

5. 規則第10条の1第2項の規定による許可証の提出の有無
有

(令和 5年 2月10日 更新許可)



別記

※ 特定有害産業廃棄物の種類

・燃え殻

カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

(以上、6種類)

・汚泥

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

(以上、24種類)

・廃油

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。

(以上、12種類)

・廃酸

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

(以上、24種類)

・廃アルカリ

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

(以上、24種類)

・鉍さい

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。

(以上、6種類)

・ばいじん

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。

(以上、8種類)